

質問に対する回答(夜間小児初期救急受入体制整備事業)

質問内容	回答
当該救急の受入れ件数について、その実績報告の件数は、医療機関でカウントするもので行うのでしょうか。	救急車で搬送された件数については、埼玉県救急医療情報システムのデータを参考に報告いただきます。(応募の際にウォークイン患者の受入も可としていただいた場合)ウォークインの患者については、医療機関様にカウントしていただきます。